

# 令和3年度 行政評価調書

## ■ 施策の概要

(第7次総合計画 基本計画 P.140～141)

まちづくり 6つのテーマ	テーマ5 まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち(環境・景観)		
施策名	5-2 循環型社会		
所管部	生活環境部	関係部	水道局
この施策の 目指すべき姿と その展開方向	<p>(第7次総合計画 基本構想 P.44)</p> <p>環境にやさしい循環型社会の形成を図るとともに、快適な生活環境の確保を目指します。          このため、市民、事業者、行政それぞれが役割を相互に理解しながら、循環型社会形成の基本的な考え方である3R「発生抑制(Reduce)」「再使用(Reuse)」「再利用(Recycle)」への積極的な取組を進めていくとともに、環境に配慮した廃棄物の適正な処理体制の構築に努めます。</p>		
市民アンケート 指標	ごみの適正な排出や、3Rを心掛けている市民の割合	基準値	目標値
		71.7%	基準値より増

## ■ 施策の内容(小施策)

(第7次総合計画 基本計画 P.140～141)

小施策 及び 指標	(1) 3Rの推進に向けた自主的な取組への支援		基準値	目標値
	指標	市民一人1日当たりの生活系資源物排出量	142g/人・日	165g/人・日
	(2) ごみ・資源物の適正処理		基準値	目標値
	指標	市民一人1日当たりの生活系ごみ排出量	470g/人・日	425g/人・日
	(3) し尿などの適正処理		基準値	目標値
	指標	合併処理浄化槽設置数	116基	127基

# 令和3年度 行政評価調書

## ■施策の評価(一次評価)

まちづくり 6つのテーマ	テーマ5 まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち(環境・景観)					
施策名	5-2 循環型社会					
所管部	生活環境部	関係部	水道局			
市民アンケート 指標	ごみの適正な排出や、3Rを心掛けている市民の割合	基準値	令和3年度	令和5年度	目標値	
		71.7%	68.5%		基準値より増	
市民アンケート 指標の推移	△	◎:指標の推移は順調 △:指標の推移は順調でない ー:判定不能(実績値なし)				
各小施策の 指標の推移	指標		基準値	実績値	推移	目標値
	(1)	市民一人1日当たりの生活系資源物排出量	142g/人・日	142g/人・日	△	165g/人・日
	(2)	市民一人1日当たりの生活系ごみ排出量	470g/人・日	482g/人・日	△	425g/人・日
	(3)	合併処理浄化槽設置数	116基	118基	◎	127基
指標推移は、基準年から目標年までに基準値から目標値まで平均的に増加(減少)させた場合の値を標準値とし、当該年度の実績値と標準値を比較して判定。 (目標値まで増加させる場合の例:実績値≥標準値⇒◎、実績値<標準値⇒△)						
【一次評価】 達成度の向上 等へ向けた今後の 方向性	C-2	(指標推移) A:各指標の推移は順調 B:各指標の推移は概ね順調 C:各指標の推移はあまり順調でない D:各指標の推移は順調でない	(改善内容等) 1:主な予算事業等をそのまま継続して推進する 2:主な予算事業等を改善しながら推進する 3:主な予算事業等の内容の全面的な見直しを行う			
上記特記事項	<p>・小施策(1)は、指標の推移が基準値と同数であるも、施策に対する市民アンケート及び小施策(2)を含めた指標の推移は順調ではないが、小施策(3)については、指標の推移が順調である。</p> <p>・アンケートについては、市ホームページや広報おたる等を活用し広く市民に周知することで意識の向上を図っている。</p> <p>・小施策(1)については、近年レジ袋の有料化や軽量化、生産者が自主的に過剰包装を見直すなど、資源物を含めた廃棄物の発生を抑える動きが見られる。こういった資源物を取り巻く状況を注視しつつ、今後、資源回収ボックスなど回収環境の整備を継続して行うとともに、回収品目の拡大などの検討を進め、リサイクル率向上を一層推進していく。</p> <p>・小施策(2)については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための、外出自粛要請等の影響のためか、ごみの排出量が基準値を上回ったが、これは全国的に見られる傾向と同様となっている。生活系ごみの排出量は、社会情勢の影響を受けやすく、現状では外出自粛要請等以外の要因があるのか判断できないことから、状況の推移を見守りつつ、引き続きごみの排出量削減に向けた取組を推進していく。</p> <p>・小施策(3)については、引き続き下水道処理可能区域外の単独処理浄化槽管理者に対し、合併処理浄化槽へと転換していくよう、市ホームページの活用や浄化槽の法定検査を行う北海道浄化槽協会との連携により、周知、啓発を行っていく。</p>					

## ■施策の評価(二次評価)

【二次評価】 達成度の向上 等へ向けた今後の 方向性	C-2	(指標推移) A:各指標の推移は順調 B:各指標の推移は概ね順調 C:各指標の推移はあまり順調でない D:各指標の推移は順調でない	(改善内容等) 1:主な予算事業等をそのまま継続して推進する 2:主な予算事業等を改善しながら推進する 3:主な予算事業等の内容の全面的な見直しを行う		
上記特記事項	<p>○各指標の推移等は一次評価のとおりと考えるが、市民アンケートの傾向を踏まえると市民のごみに対する意識は比較的高いものと推察される。</p> <p>○生活系ごみ排出量の削減については、引き続き食品ロスの発生抑制やごみの減量に向けた取組の推進が必要である。</p> <p>○令和2年度で合併処理浄化槽整備事業費補助金の制度は利用が少ないことから廃止したが、引き続き下水道処理区域外の単独処理浄化槽管理者の合併処理浄化槽への転換促進に努めること。</p>				

# 令和3年度 行政評価調書(小施策検討シート)

## (1)3Rの推進に向けた自主的な取組への支援

(第7次総合計画 基本計画 P.140～141)

指標	指標名		指標の基準年		基準値	目標値		
	市民一人1日当たりの生活系資源物排出量		平成30年		142g/人・日	165g/人・日		
	年度ごとの実績値		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
			142g/人・日	142g/人・日				
指標推移	△	◎ : 指標の推移は順調 △ : 指標の推移は順調でない - : 判定不能(実績値なし)	指標推移は、基準年から目標年までに基準値から目標値まで平均的に増加(減少)させた場合の値を標準値とし、当該年度の実績値と標準値を比較して判定。 (目標値まで増加させる場合の例: 実績値≥標準値⇒◎、実績値<標準値⇒△)					
主な取組	<p>★ 集団資源回収など自主的な活動への支援(生活環境部ごみ減量推進課)</p> <p>○ エコショップ認定制度の推進(生活環境部ごみ減量推進課)</p> <p>○ 循環型社会の形成に向けた資源回収環境の整備(生活環境部ごみ減量推進課)</p> <p>○ 食品ロス削減への情報提供・啓発活動の推進(生活環境部ごみ減量推進課)</p>							
主な 予算事業等	① 名称(事業番号)		② 前年度決算(見込)額		③ 担当			
	④ 目的と概要							
	⑤ 事業等実施状況							
	1	① 集団資源回収事業費(00709)		② 5,841 千円		③ 生活環境部ごみ減量推進課		
		④ ごみの減量化、資源の再生有効活用及び省資源化を図るとともに、資源回収の高揚と地域コミュニティ活動の促進に向け、町会等の団体が行う資源回収に助成金を支出している。						
		⑤ 実施団体数 平成30年度 2,060t 平成31年度 2,072t 令和2年度 2,032t						
	2	① 資源物分別収集事業費(00712)		② 178,992 千円		③ 生活環境部ごみ減量推進課		
		④ 市内17地域を、プラ類は週1回、かん等及び紙類は2週に1回収集を行う。なお、冬期間パッカー車による収集が困難な地域は、小型車等に対応する。また、収集した資源物は各処理ルートを通じ、再資源化を図っている。						
		⑤ 資源物収集量 平成30年度 6,041t 平成31年度 5,905t 令和2年度 5,765t						
	3	① 事業系廃棄物減量推進事業費(00711)		② 50 千円		③ 生活環境部ごみ減量推進課		
		④ 一般廃棄物処理基本計画に基づき、食品の流通・消費過程等で生じる食ロス発生抑制等、特に食品廃棄物を中心とした一般廃棄物の減量に特化した啓発を実施(焼却処理の経費節減や最終処分場の延命化に寄与)。						
		⑤ 当市の全世帯62,565世帯(令和2年12月末現在)の約80%に当たる49,400世帯に回覧板を利用し啓発文書を配布することで啓発活動を行った。						
4	① エコショップ認定制度の推進		② 予算なし 千円		③ 生活環境部ごみ減量推進課			
	④ ごみ減量化、資源化及び再生利用並びに省エネルギーの推進に積極的に取り組んでいる小樽市内の店舗を、エコショップとして認定し、広く市民に周知することにより、環境保全の意識の高揚を図っている。							
	⑤ 認定店数 平成30年度 41店舗 平成31年度 39店舗 令和2年度 35店舗							
5	①		② 千円		③			
	④							
	⑤							
6	①		② 千円		③			
	④							
	⑤							
指標推移の要因等	近年レジ袋の有料化など3RにRefuse(拒否・断る)を加えた4R運動や、生産者が自主的に過剰包装を見直すなど、資源物を含めた廃棄物の発生を抑える動きが見られるほか、ペットボトルなどプラスチックの軽量化が図られている中、現状維持となっている。							
指標推移への対応	1	1: 各事業をこのまま継続して推進する 2: 予算事業等を改善しながら推進する 3: 予算事業等の内容の全面的な見直しを行う						
対応の内容	< 対応の内容を箇条書きで記入 > ・ 今後指標である資源物排出量を増やしていくには、回収環境の整備、回収品目の拡大などが必要と考える。 ・ 市ホームページ、回覧板、広報おたるなど、複数の媒体を利用した啓蒙活動を引き続き行っていく。							

# 令和3年度 行政評価調書(小施策検討シート)

## (2)ごみ・資源物の適正処理

(第7次総合計画 基本計画 P.141)

指標	指標名		指標の基準年		基準値	目標値		
	市民一人1日当たりの生活系ごみ排出量		平成30年		470g/人・日	425g/人・日		
指標推移	△	◎:指標の推移は順調 △:指標の推移は順調でない -:判定不能(実績値なし)	年度ごとの実績値					
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
			468g/人・日	482g/人・日				
			指標推移は、基準年から目標年までに基準値から目標値まで平均的に増加(減少)させた場合の値を標準値とし、当該年度の実績値と標準値を比較して判定。(目標値まで増加させる場合の例:実績値≥標準値⇒◎、実績値<標準値⇒△)					
主な取組	<p>★ごみの適正な排出の仕方についての指導や、効率的なごみ・資源物の収集運搬業務を実施(生活環境部ごみ減量推進課、生活環境部清掃事業所)</p> <p>○事業系一般廃棄物の発生抑制を目的に、資源化に向けた適正処理の監視・指導を推進(生活環境部ごみ減量推進課)</p> <p>○ごみ処理に係る北しりべし廃棄物処理広域連合の構成市町村としての参画(生活環境部管理課)</p> <p>○最終処分場の維持管理及び拡張整備(生活環境部管理課)</p> <p>○不法投棄未然防止に向けた監視パトロールや啓発活動の実施(生活環境部ごみ減量推進課)</p>							
主な 予算事業等	① 名称(事業番号)		② 前年度決算(見込)額		③ 担当			
	④ 目的と概要							
	⑤ 事業等実施状況							
	1	① 収集運搬経費(00672)		② 233,015 千円		③ 生活環境部清掃事業所		
		④ 市内を17地区に分け、可燃ごみは週2回、不燃ごみは2週に1回、ごみステーションのごみ収集を行う。冬期間パッカー車による収集が困難な地域は、小型車等に対応する。更に自己搬入の受付、高齢者等宅を週1回訪問し、ごみ収集と安否確認を行う「ふれあい収集」なども併せて行うことにより、環境美化や公衆衛生を保持している。						
	⑤ 可燃・不燃ごみ収集量 平成30年度 17,470t 令和元年度 17,137t 令和2年度 17,444t							
	2	① 資源物の分別収集		② - 千円		③ 生活環境部ごみ減量推進課		
		④ 市内17地域を、プラ類は週1回、かん等及び紙類は2週に1回収集を行う。なお、冬期間パッカー車による収集が困難な地域は、小型車等に対応する。また、収集した資源物は各処理ルートを通じ、再資源化を図っている。資源物分別収集事業費の一部として実施。						
	⑤ 資源物収集量 平成30年度 6,041t 令和元年度 5,905t 令和2年度 5,765t							
	3	① 事業系一般廃棄物の発生抑制		② - 千円		③ 生活環境部ごみ減量推進課		
④ 一般廃棄物処理基本計画に基づき、食品の流通・消費過程等で生じる食ロス発生抑制等、特に食品廃棄物を中心とした一般廃棄物の減量に特化した啓発を実施(焼却処理の経費節減や最終処分場の延命化に寄与)。事業系廃棄物減量推進事業費の一部として実施。								
⑤ 当市の全世帯62,565世帯(令和2年12月末現在)の約80%に当たる49,400世帯に、回覧板を利用し、飲食店等の利用時を含めた食品ロス発生抑制を求める啓発文書の配布を行った。								
4	① 北しりべし廃棄物処理広域連合負担金(00670)		② 1,171,274 千円		③ 生活環境部管理課			
	④ 北しりべし廃棄物処理広域連合の円滑な運営を確保し、本市のごみ処理事業を円滑に行うため、同連合規約第17条に基づき、各市町村からの負担金として、本市も支出するもの。							
⑤ 負担額 平成30年度 1,312,477千円 令和元年度 1,291,959千円 令和2年度 1,171,274千円								
5	① 廃棄物最終処分場拡張整備事業(02942)		② 113,542 千円		③ 生活環境部管理課			
	④ 現最終処分場の延命のため、施設の更新や埋立容量増の工事を行うもの。							
⑤ ・令和元年度 45,701千円(トラックスケール更新、浸出水処理施設PLC及び操作端末更新、浸出水処理施設空調設備修繕) ・令和2年度 113,542千円(飛散防止ネット等資材の実勢価格調査、土えん堤造成、飛散防止ネット設置及び搬入道路舗装)								
6	① 不法投棄等対策経費(00675)		② 5,324 千円		③ 生活環境部清掃事業所			
	④ 近年大きな環境問題となっている廃棄物の不法投棄対策として、不法投棄監視員4名を配置し、車両2台体制で巡回するほか、啓発用看板の設置等々の対策を行うことで、不法投棄の抑止及び早期発見に努めている。							
⑤ 回収した不法投棄物の埋立量 平成30年度 13,240t 令和元年度 28,140t 令和2年度 12,010t								
指標推移の要因等	新型コロナウイルス感染症拡大防止のための外出自粛要請等の影響もあり、ごみの排出量が基準値を上回ったが、この傾向は全国的に見られるものである。							
指標推移への対応	1	1:各事業をこのまま継続して推進する 2:予算事業等を改善しながら推進する 3:予算事業等の内容の全面的な見直しを行う						
対応の内容	<対応の内容を箇条書きで記入> ・生活系ごみの排出量は、社会情勢の影響を受けやすく、現状では新型コロナ禍以外の要因があるのか判断できないことから、状況の推移を見守りつつ、引き続き食品ロス削減を含めた排出量削減に向けた取組を推進していく。							

# 令和3年度 行政評価調書(小施策検討シート)

(3)し尿などの適正処理

(第7次総合計画 基本計画 P.141)

指標	指標名		指標の基準年		基準値	目標値		
	合併処理浄化槽設置数		平成30年		116基	127基		
	年度ごとの実績値		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
			117基	118基				
指標推移	◎	◎ : 指標の推移は順調 △ : 指標の推移は順調でない - : 判定不能(実績値なし)	指標推移は、基準年から目標年までに基準値から目標値まで平均的に増加(減少)させた場合の値を標準値とし、当該年度の実績値と標準値を比較して判定。 (目標値まで増加させる場合の例: 実績値 ≥ 標準値 ⇒ ◎、実績値 < 標準値 ⇒ △)					
主な取組	<p>○下水道処理可能区域外の合併処理浄化槽の設置促進に向けた周知、啓発(生活環境部管理課)</p> <p>○河川や海など公共用水域の水質保全に向けた下水道の接続促進(水道局サービス課)【共4-1上下水道】</p>							
主な 予算事業等	① 名称(事業番号)		② 前年度決算(見込)額		③ 担当			
	④ 目的と概要							
	⑤ 事業等実施状況							
	1	① 合併処理浄化槽設置整備事業費補助金(00715)		② 352 千円		③ 生活環境部管理課		
		④ 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽を設置しようとする者にその規模に応じて、補助金を交付する。(限度額は8~10人槽場合で588千円)						
		⑤ 助成件数 平成29年度 2件 令和元年度 1件 令和2年度 1件						
	2	① 下水道の接続促進		② - 千円		③ 水道局サービス課		
		④ 現在の高い水洗化率の水準を維持し、少しでも向上するよう水洗便所等改造資金貸付制度の利用を含めた下水道への接続促進の周知、啓発を継続して行う。						
		⑤ 対象世帯へ下水道への接続促進を行った。						
	3	①		② 千円		③		
		④						
		⑤						
	4	①		② 千円		③		
		④						
⑤								
5	①		② 千円		③			
	④							
	⑤							
6	①		② 千円		③			
	④							
	⑤							
指標推移の要因等	令和2年度に1件増加した要因は、下水道処理可能区域外に新築した家屋において、合併処理浄化槽を1基設置したため。							
指標推移への対応	2	1: 各事業をこのまま継続して推進する 2: 予算事業等を改善しながら推進する 3: 予算事業等の内容の全面的な見直しを行う						
対応の内容	< 対応の内容を簡潔書きで記入 > ・合併処理浄化槽設置整備事業費補助金は、平成23年度の制度創設以来、利用実績が少ないことから令和2年度末をもって廃止したが、引き続き下水道処理可能区域外の単独処理浄化槽管理者に対し、合併処理浄化槽へと転換していくよう、市ホームページの活用や浄化槽の法定検査を行う北海道浄化槽協会との連携により、周知、啓発を行っていく。							